

町と地域と人を結ぶ広報誌

広なちかつうら

報

Public Relations Magazine of Nachikatsuura Town

2023

11

— No.395 —

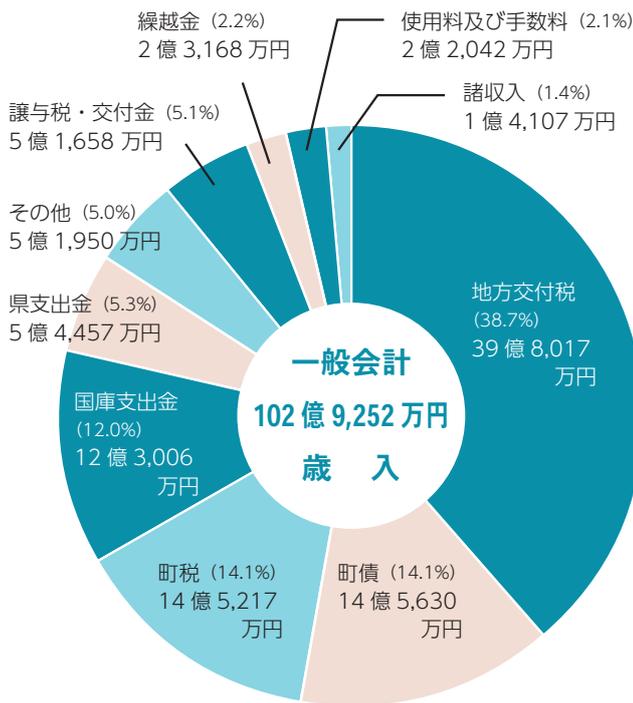


表紙：勝浦湾花火打上げ（次回11月18日）

決算報告

令和4年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が、9月の那智勝浦町議会第3回定例会で認定されました。一般会計の歳入総額が102億9,252万円、歳出総額が100億7,869万円となり、令和3年度に比べてともに減少しています。歳入では国庫支出金や譲与税・交付金の減少、歳出では民生費や消防費の減少が主な要因となっています。

◆歳入 国庫支出金が減少、その他（寄附金）が増加



歳入決算額は、前年度比約1億6千万円の減少となりました。これは、住民税非課税世帯や子育て世帯等に対する臨時特別給付金による国庫支出金の受入額が減少したことや、前年度のみ実施した固定資産税減免に対応する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金がなくなったことが主な要因です。

一方でふるさと納税寄附金が大きく伸び、寄附金を含むその他は増加となりました。

区分	R4 決算額	構成比	前年度比
地方交付税	39億8,017万円	38.7	△35万円
町債	14億5,630万円	14.1	2,593万円
町税	14億5,217万円	14.1	5,924万円
国庫支出金	12億3,006万円	12.0	△2億3,937万円
県支出金	5億4,457万円	5.3	△2,952万円
その他	5億1,950万円	5.0	1億8,869万円
譲与税・交付金	5億1,658万円	5.1	△1億1,189万円
繰越金	2億3,168万円	2.2	△4,875万円
使用料及び手数料	2億2,042万円	2.1	△2,570万円
諸収入	1億4,107万円	1.4	1,978万円
歳入合計	102億9,252万円	100.0	△1億6,194万円

消費税の引き上げ分が 充てられる経費

地方税法改正にともない、消費税率が平成26年4月から段階的に引き上げられました。この際、引き上げ分の地方消費税収（1.2%分）全額を「(社会福祉・社会保険・保健衛生等)」に充てる旨が同法に明記されました。このことに伴い、引き上げ分の地方消費税収の使い道を明確にするため、どの事業に税収を充てたのかを明示します。

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉 保育所運営事業	4億437万円	1億1,181万円		2,307万円	7,400万円	1億9,549万円
社会保険 国民健康保険事業費特別会計繰出金	2億4,391万円	1億1,222万円			1,400万円	1億1,769万円
社会保険 後期高齢者医療事業費特別会計繰出金	3億1,482万円	6,335万円			2,600万円	2億2,547万円
社会保険 介護保険事業費特別会計繰出金	3億2,941万円	3,014万円			3,200万円	2億6,727万円
保健衛生 町立温泉病院事業会計繰出金	3億3,209万円				4,310万円	2億8,899万円
合計	16億2,460万円	3億1,752万円	-	2,307万円	1億8,910万円	10億9,491万円

基金・地方債残高（令和4年度末時点）

基金（町の貯金）の残高
45億8,093万円（一般会計）
地方債（町の借金）の残高
139億1,880万円（一般会計）

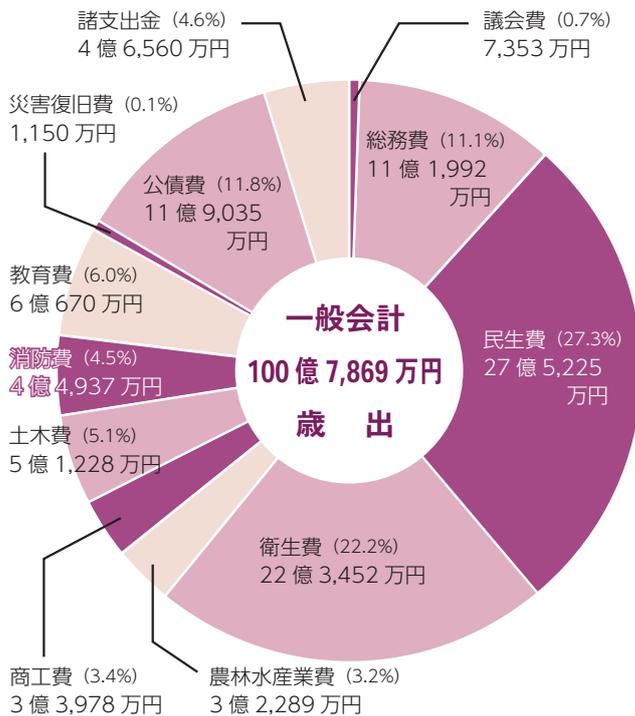
地方債の残高のうち、約7割は地方交付税措置（国から配分）されます。

入湯税の用途状況

区分	充当額
観光の振興	4,378万円
合計	4,378万円

地方税法第701条の規定により、入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることとされています。令和4年度は、入湯税を上表の用途の財源としました。

◆歳出 消防費が減少、衛生費が増加



歳出決算額は、前年度比約1億4千万円の減少となりました。これは、臨時特別給付金事業や、消防・防災センター整備事業、津波避難困難地区対策事業等の大型事業が前年度に集中したことによる減少です。

一方で、新クリーンセンター整備事業の実施により、衛生費の歳出合計は約9億3千万円の増加となりました。

区分	R4 決算額	構成比	前年度比
議会費	7,353万円	0.7	△49万円
総務費	11億1,992万円	11.1	2億4,861万円
民生費	27億5,225万円	27.3	△1億9,821万円
衛生費	22億3,452万円	22.2	9億2,806万円
農林水産業費	3億2,289万円	3.2	1,540万円
商工費	3億3,978万円	3.4	△2,374万円
土木費	5億1,228万円	5.1	1億2,096万円
消防費	4億4,937万円	4.5	△8億2,097万円
教育費	6億670万円	6.0	△1億9,123万円
災害復旧費	1,150万円	0.1	△2,338万円
公債費	11億9,035万円	11.8	8,751万円
諸支出金	4億6,560万円	4.6	△2億8,660万円
予備費	0万円	0.0	0万円
歳出合計	100億7,869万円	100.0	△1億4,408万円

令和4年度主要事業

新クリーンセンター整備事業



令和4年度事業費：11億7,525万円

令和4年度は、建設工事と設計施工監理費に関する費用となっています。新クリーンセンターは、令和7年度に完成する予定です。

木戸浦グラウンド芝生化事業



令和4年度事業費：1,041万円

子どもたちが集い・遊ぶことのできる場になるよう、芝生化を行いました。令和5年度現在、多目的広場としての整備を進めています。

◆ 令和4年度 特別会計・企業会計決算報告

特別会計・企業会計は、特定の事業を行う場合にその歳入・歳出を一般会計と分けて明確にするために設けるものです。令和4年度決算時点で、町では、8つの特別会計と2つの企業会計があります。

特別会計	会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引
	国民健康保健事業費	22億9,709万円	22億9,061万円	648万円
	後期高齢者医療事業費	5億698万円	5億389万円	309万円
	介護保険事業費	20億7,274万円	20億3,343万円	3,931万円
	その他の特別会計	8,276万円	7,735万円	541万円
合計	49億5,957万円	49億528万円	5,429万円	

企業会計	会計名	収益的収支		資本的収支	
		収入額	支出額	収入額	支出額
	水道事業	4億2,939万円	5億579万円	8,166万円	2億7,612万円
病院事業	26億2,433万円	24億6,841万円	4,810万円	1億8,300万円	

◆ 財政指標を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により財政指標（財政健全化判断比率・資金不足比率）の公表が義務付けられました。令和4年度決算に基づく算定ができましたので、次のとおり公表します。

財政健全化判断比率 健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

名称	指標	指標が示すこと	令和4年度		令和3年度		財政再生基準
			数値	早期健全化基準	数値	早期健全化基準	
実質赤字比率	一般会計等（普通会計）赤字の程度	財政運営の深刻度	—%	14.72%	—%	14.65%	20.00%
連結実質赤字比率	企業会計等を含むすべての会計の赤字や黒字を合算した町全体の赤字の程度	財政運営の深刻度	—%	19.72%	—%	19.65%	30.00%
実質公債費比率	町の借入金の返済額の大きさ	資金繰りの危険度	8.0%	25.0%	7.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	町の借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担等の現在時点での残高の程度	将来の財政の圧迫度	21.1%	350.0%	26.7%	350.0%	—

資金不足比率 資金不足比率については、各公営企業ともに資金不足額は発生していません。

特別会計の名称	指標	指標が示すこと	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業ごとの資金不足額	経営状況の深刻度	—%	—%	20.00%
町立温泉病院事業会計			—%	—%	
下水道事業費特別会計			—%	—%	
勝浦地方卸売市場事業費特別会計			—%	—%	

※数値がない場合は「—」と表示しています。

◆ 那智勝浦町の財政の見通し

本町では現在、新クリーンセンターの建設を進めています。さらに、今後も多くの事業が計画されています。一方で、人口減少に伴い、地方経済・地方財政を取り巻く環境が厳しくなることから、今後の健全な財政運営を進めていく目安とするため、次のとおり財政シミュレーションを作成しています。

なお、この財政シミュレーションは「現行制度をもとに大規模事業などをすべて実施した場合」という条件に限定して作成したもので、必ずしもこのようになるものではありません。

将来的な財政収支が厳しい状況にあることを確認し、今後の財政運営を進めていくものであります。

(単位：百万円)

区 分		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)
歳入	1 地方税	1,452	1,441	1,428	1,417	1,407	1,397	1,387
	2 地方交付税	3,980	3,923	3,916	3,915	3,915	3,842	3,812
	3 地方債	1,456	1,273	1,864	1,226	382	644	589
	4 その他	3,415	3,415	3,649	2,818	2,811	2,690	2,522
	歳入合計	10,303	10,052	10,857	9,376	8,515	8,573	8,310
歳出	1 人件費	1,805	1,833	1,856	1,867	1,888	1,900	1,913
	2 公債費	1,073	1,200	1,271	1,281	1,316	1,244	1,206
	3 投資的経費	1,581	1,775	3,096	1,699	1,220	1,015	848
	4 その他	5,630	4,960	4,540	4,534	4,558	4,540	4,488
	歳出合計	10,089	9,768	10,763	9,381	8,982	8,699	8,455
歳入歳出差引①		214	284	94	△ 5	△ 467	△ 126	△ 145
基金合計②		3,337	3,621	3,715	3,710	3,243	3,117	2,972

区 分		11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)
歳入	1 地方税	1,378	1,369	1,360	1,351
	2 地方交付税	3,792	3,714	3,635	3,606
	3 地方債	494	494	494	494
	4 その他	2,489	2,454	2,423	2,415
	歳入合計	8,153	8,031	7,912	7,866
歳出	1 人件費	1,920	1,926	1,931	1,939
	2 公債費	1,141	1,003	931	928
	3 投資的経費	728	728	728	728
	4 その他	4,487	4,529	4,353	4,393
	歳出合計	8,276	8,186	7,943	7,988
歳入歳出差引①		△ 123	△ 155	△ 31	△ 122
基金合計②		2,849	2,694	2,663	2,541

※基金合計について

- ・ 財政調整基金
 - ・ 減債基金
 - ・ 公共施設整備基金
- の合計額です。

※歳入歳出差引①の財源不足は、基金から補填しますので、実際の決算では赤字決算にはなりません。

【説明】

- ・ 歳入の1 地方税と2 地方交付税は、人口推計を考慮して減少傾向と見込んでいます。歳入の2 地方交付税には、歳出の2 公債費のうち地方交付税で補填される分（町の借金に対する国からの補充分）が含まれています。
- ・ 歳入の3 地方債と歳出の3 投資的経費には、本町の事業実施計画に基づいた大規模事業分などを具体的に計上しています。大規模事業実施に伴い、歳出の2 公債費が8年度まで増加傾向にあり、9年度から減少傾向になります。
- ・ 歳入歳出差引①のところ、6年度までは黒字収支と見込み、7年度以降は財源不足になる見込みとなっています。
- ・ 基金合計は、歳入歳出差引①が黒字収支であれば基金に積み立て、財源不足となれば基金を取り崩すこととなります。令和14年度（2032年度）末の基金残高は、約25.4億円となっています。
- ・ 大規模事業実施に伴う地方債の償還（借金の返済）が令和14年度以降も続くことから、もうしばらく収支の見通しは厳しいと予想されます。大規模事業の実施については、毎年シミュレーションを更新し、財政状況を見極めながら進めていく必要があります。

財政用語の説明	・ 地方税…町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税	・ 人件費…職員給料、議員報酬、各種委員等報酬など
	・ 地方交付税…国税である消費税や酒税等の一部が国から市町村に交付されるもの	・ 公債費…地方債（借金）の償還金
	・ 地方債…事業実施に伴い町が借り入れる借金	・ 投資的経費…町が実施する建設事業や災害復旧事業に係る経費
	・ その他…国や県からの補助金、使用料、手数料、寄附金など	・ その他…各種行政サービスに係る経費、特別会計繰出金など
		・ 基金…収支不足に対する補填や地方債償還に充てるための貯金

役場お問い合わせ先(市外局番 0735)

代表電話 ☎ 52-0555

※各課へのお問い合わせは
直通電話をご利用ください。

総務課(総務係)	52-4811
(防災対策室)	29-7121
会計課	52-7801
住民課(戸籍住民係)	29-2003
(保険年金係)	52-0558
(環境係)	52-0559
税務課(課税係)	52-1094
(収納係)	52-1095
福祉課(健康推進係)	52-2934
(生活福祉支援係)	52-2945
(高齢者支援係)	29-7039
地域包括支援センター	52-0611
新型コロナワクチン接種相談窓口	29-6137
こども未来課	52-2946
子育て世代包括支援センター	29-7215
観光企画課(観光商工係)	52-2131
(企画係)	29-2007
農林水産課	29-4455
農業委員会	29-7134
建設課	52-0560
議会事務局	52-0938

出先機関等電話番号(市外局番 0735)

役場宇久井出張所	54-0010
役場色川出張所	56-0101
役場太田出張所	57-0201
役場下里出張所	58-0002
水道事業所	52-9495
クリーンセンター	52-4564
町民センター	52-1170
体育文化会館	52-2340
町立温泉病院	52-1055
教育委員会	52-4686
町立図書館	52-5955
消防本部・消防署	52-0119

防災行政無線放送電話応答サービス

(0735) 52-0667

防災行政無線放送を電話で聞くことができます。

防災行政無線放送
メール配信サービス
はこちらから



消防の集いを開催します

防火・防災に関心を持ってもらい、
消防への理解を深めていただくことを
目的に「消防の集い」を開催します。

【日時】

11月25日(土) 10時～11時45分

【場所】

那智勝浦町体育文化会館前駐車場

【内容】

◆**体験コーナー**
消火器・放水体験など

◆**撮影コーナー**

消防車や救急車と記念撮影できます

◆**展示コーナー**

防災バッグ、住宅用火災警報器など
の展示

◆**お子様には景品もあります!**

※以前に行っていた業者による消火器
の点検・販売はありません。

◆**天候・災害等により、内容変更や中 止する場合があります。**

【お問い合わせ先】

消防本部予防課(☎29-12083)

結婚新生活を始める方へ

補助金のご案内

町内で、結婚新生活を始めようとする
世帯を対象に、住居費やリフォーム
費用、引っ越し費用の支援を行います。

【対象世帯】

次の①～⑥の全ての要件を満たす世帯

①令和5年4月1日から令和6年3月

31日までに入籍した世帯

②申請日において夫婦ともに町内に住

所を有する

③夫婦ともに婚姻日における年齢が39

歳以下の世帯

④夫婦ともに3年以上継続して本町に

定住する意思があること

⑤町税等を滞納していないこと

⑥その他、那智勝浦町が定める要件を

満たす世帯

【補助金額】上限60万円

※詳しくは、町ホームページを

ご覧ご覧ください。

【お問い合わせ先】

役場こども未来課(☎52-2946)



食品衛生講習会を開催します

食品衛生法の改正により、令和6年
6月1日以降、漬物類や水産加工品の
製造には許可が必要となりました。

つきましては、新宮保健所より講師

をお招きした食品衛生講習会を次のと

おり開催します。令和6年6月1日以

降も漬物類や水産加工品の製造の継続

をお考えの方は、ぜひご参加ください。

【日時】

11月29日(水) 14時～

【場所】

那智勝浦町体育文化会館 大集会室

※申し込み不要。当日参加できます。

【お問い合わせ先】

役場農林水産課(☎29-4455)

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です

那智勝浦町では、令和3年度に「犯
罪被害者等支援条例」を制定しました。
これにより、犯罪被害にあわれた方の

被害の軽減や回復を図っています。

・犯罪被害者等への見舞金支給(遺族
見舞金30万円、傷害見舞金10万円)

・公営住宅への入居の優遇措置

・関係機関への取り次ぎ

などの様々な支援を行っています。

【お問い合わせ先】

役場総務課防災対策室

(☎29-17121)

小規模企業共済制度のご案内

本制度は、小規模企業の経営者や役
員の方のために、国がつくった退職金
の積立制度です。

掛金は全額所得控除の対象で、月額

千円から7万円の範囲で自由に選べま

す。経営者の退職金として受け取れる

ので、税制メリットがあ

ります。ご加入は商工

会、金融機関などで。

【お問い合わせ先】

(独)中小企業基盤整備機構(☎050
1554117171 共済相談室)



はじめてのスマートフォン
体験型講習会を追加開催します

11月のスマートフォン教室では、多くの方に申し込みいただき、ありがとうございました。引き続き町では、総務省と株式会社サイバーリンクス（和歌山市）と共同でスマートフォン講習会を開催します。

前回同様、様々なコースを用意しています。前回参加できなかった方も、復習にもう一度受けたいという方も歓迎しますので、この機会にぜひお申し込みください。

【対象】 スマートフォンの利用を考えている方や持っているが使い方が分からない方など



【受講料】 無料

【日程・会場・コース】
12月5日（火）から1月16日（火）まで、町内3会場にて開催

※日程・会場・コース内容等の詳細は広報誌とは別に各家庭にお配りするチラシをご覧ください。

【申し込み方法】

申し込み専用ダイヤル（☎0800-874817920）までお申し込みください。

※前回とは電話番号が異なります。お間違えのないようお願いいたします。

11月11日～17日は
税を考える週間です

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日から17日は「税を考える週間」として、集中的に様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁では「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTube「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をX（旧ツイッター）で発信しています。



国税庁
ホームページ



国税庁X
（旧ツイッター）

インボイス制度・年末調整
説明会のお知らせ

消費税インボイス制度と令和5年分の年末調整のしかたや留意点等について分かりやすく説明します。

【日時・場所】

- ・11月15日（水）
串本町商工会（串本町串本2410）
- ・11月16日（木）
新宮商工会議所（新宮市井の沢318）

【内容】

- インボイス制度 13時30分～14時
- 年末調整 14時10分～16時

【その他】

事前予約制となっておりますので、参加希望の方は必ずお申し込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

公益社団法人 新宮納税協会
（☎22-3698）

電車を利用しませんか？

電車は、こどもから高齢の方まで誰もが利用しやすい交通手段です。特に車を運転しない・できない人にとってなくてはならない大切なものです。

しかし、本地域の電車（紀勢本線）の利用客数は年々減少しています。生活基盤であると同時に、観光や産業・地域の活性化にとって欠かせない電車を、地域で支えることも必要です。私たちの電車を、地域を守るために、旅行などお出かけの際には、

- ★安全性が高い
- ★地球環境への影響が少ない
- ★渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されます。令和6年4月1日より前に発生した相続も義務化の対象となりますので、ご注意ください。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。ただ、和歌山地方法務局新宮支局にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

和歌山地方法務局新宮支局
（☎22-2757）



税務課から納期限のお知らせ

次回の町税等の納期限は次のとおりです。

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第6期	11月30日(木)
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	

【納税には便利な口座振替をご利用ください】

納期限をうっかり忘れて、督促手数料や延滞金を支払わなければいけなくなってしまったことはありませんか。

口座振替を利用すると、納期限を気にすることなく納めることができます。お申し込みは簡単です。申込用紙を送付しますので、税務課収納係までお電話ください（ゆうちょ銀行は直接銀行窓口で手続きをお願いします）。

▶お問い合わせは、役場税務課収納係（☎52-1095）まで。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法や地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です。令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対象者	方法	送付時期
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に保険料を納付された方	郵送	10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付※	10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に保険料を納付された方	郵送	2月上旬
④	③のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付※	1月下旬

※「e-Tax」でご利用いただける電子版の証明書です。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版の証明書を受け取ることができます。

電子版の証明書について、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



- ・ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき保険料を支払っている場合は、ご自身の保険料に加え、ご家族の保険料についても控除が受けられます。
- ・国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

▶お問い合わせは、田辺年金事務所新宮分室（☎22-8441）または役場住民課保険年金係（☎52-0558）まで。

認定不良空家解体後の土地の固定資産税を減免します

令和6年度から、認定不良空家を解体後の土地の固定資産税を減免する制度が始まります。通常、住宅を撤去すると、土地の税負担が増えますが、本制度により住宅の撤去後も住宅が建っていたときと同程度の土地の税額に減免されます。空き家の解体をお考えの方は、制度の活用をご検討ください。

【制度の対象】

次の2つの条件を満たす空き家（認定不良空家）

- (1) 空き家が町内にあること
- (2) 空き家が不良空家と認定されていること

※不良空家の認定は、役場建設課が行います。

※不良空家とは、空き家の構造や状態から計算される不良度が一定以上の空き家です。

※役場建設課の不良空家等除却補助金の交付を受けている場合は2つの条件を満たします。

※役場建設課の不良空家等除却補助金の交付を受けていない場合でも、2つの条件を満たせば、この減免制度の対象となります。

【減免金額】

認定不良空家の撤去後も、住宅が建っていたときと同程度の土地の税額になります。

【減免期間】

認定不良空家の撤去後の翌年度から5年間

【申請方法】

右の減免の条件を満たす方に、申請書をお渡しします。

※令和2～5年度の間、減免の条件を満たしている土地の所有者には、役場税務課から順次、申請書を郵送します（減免は令和6年度から）。

※不良空家の認定を希望される方は、役場建設課にお問い合わせください。

【減免の条件】

- ・認定不良空家の敷地で、固定資産税の住宅特例が適用されている土地であること
 - ※土地に住宅特例が適用されているか分からない場合は、役場税務課にお問い合わせください
- ・認定不良空家の解体、撤去を完了させること
 - その後、営利目的で土地を使用していないこと
 - その後、対象の土地が売買などによる所有権移転がなされていないこと（相続を除く）
 - その後、近隣の住環境に悪影響がないよう、土地を適正に管理すること
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」に指定されていないこと
- ・土地の所有者に町税の滞納がないこと
- ・申請者が法人でないこと など

▶固定資産税の減免に関するお問い合わせは、役場税務課（☎52-1094）まで。

▶不良空家の認定に関するお問い合わせは、役場建設課（☎52-0560）まで。

自衛官等募集

就職や転職をご検討の方はぜひお問い合わせください
自衛隊新宮地域事務所で開催しています（平日・随時）



受験種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在で33歳未満の者)	年間を通じて行っています	受付時にお知らせいたします	受付時にお知らせいたします
一般曹候補学生 (陸・海のみ)	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在で33歳未満の者)	9月6日 ～11月30日	12月9日	自衛隊と歌山地方協力本部
陸上自衛隊 高等工科学校 生徒	推薦 男子で中卒（見込含）17歳未満で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な成績を修め、学校長が推薦できる者	10月1日 ～12月1日	1月6日～8日 ※いずれか1日を指定されます	別途お知らせします
	一般 男子で中卒（見込含）17歳未満の者	10月1日 ～1月5日	1次：1月13日・14日 2次：1月27日・28日 ※いずれか1日を指定されます	1次：田辺市民総合センター 2次：別途お知らせします

▶お申込み・お問い合わせは、自衛隊新宮地域事務所（☎21-3449）まで。

Information 今年で 57 回目の開催となります

那智勝浦町展（生涯学習フェスティバル）開催

那智勝浦町の秋を彩る「町展」を開催します。今年は作品展示のほか、ロビーステージや体験コーナーなどの実施を予定しています。



【日時】 11月25日（土）9:00～20:00
11月26日（日）9:00～16:00

【場所】 那智勝浦町体育文化会館

【主催】 那智勝浦町教育委員会・那智勝浦町公民館

【出展部門】（保育所・保育園の部） 絵画・その他

（小・中学校の部） 絵画・習字・その他

（一般の部）

絵画・水墨画・書・写真・生花・盆栽・編物・手芸・洋裁・陶芸・アートフラワー・
ペーパークイリング・ちぎり絵・押花・絵手紙・工芸・その他

※出展申込受付は、11月10日（金）まで

【同時開催予定】 農産物品評会、消防の集い、町民音楽祭など

▶お問い合わせは、那智勝浦町教育委員会生涯学習課（☎52-4686）まで。

Information 生ごみ処理機の購入に補助金があります

生ごみでお困りではありませんか？



家庭で出る生ごみについて、お悩みはありませんか？臭いが気になる、コバエが発生する、ゴミ出しの日までの保管に困っているなどのお悩みには「生ごみ処理機」がおすすめです！

ご家庭でよく使われる電気式生ごみ処理機には、主に3つの種類があります。どの処理機を使ってもお悩みの解決や生ごみのたい肥化・軽量化につながりますが、それぞれ次のような特徴があります。

方式	乾燥式	バイオ式	ハイブリッド式
処理の仕組み	温風で乾燥	微生物で分解	乾燥×微生物
設置場所	屋内可	屋外のみ	室内可
機器の大きさ	小	大	中
発生する臭い	○	△	◎
手入れのしやすさ	○	△	◎
処理速度	◎	△	○
価格	◎	○	△

生ごみ処理容器を購入し、生ごみの自家処理に取り組んでいただける方を対象に、購入費用の一部を補助しています。

※予算に限りがありますので、購入を希望される方は事前に役場住民課環境係（☎52-0559）までご相談ください。

※補助について、詳しくは町ホームページをご確認ください。



秋の全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるこの時期に、火災予防の一層の普及を図るために行っています。この機会に火災予防について、再確認をお願いします。



【火災予防のポイント】

- ・調理中は、その場を離れない！
- ・コンセントは、ほこりを掃除し、不必要なプラグは抜いておく！
- ・電気器具は正しく使い、たこ足配線をしない！
- ・ストーブの近くに、燃えやすい物を近づけない！
- ・寝たばこやたばこのポイ捨てをしない！
- ・風の強い日は、たき火などをしない！
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない！

【住宅用火災警報器の点検を！】

いざというときに、正常に動作するよう、この機会に点検をお願いします。



令和5年度全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

ミツバチを飼育する皆さまへのお知らせ



◆ ミツバチを飼育する方は届出が必要です

原則、ミツバチの飼育されている全ての方は、毎年1月1日現在の飼育の状況に応じて、1月中に飼育届を提出しなければなりません。

【対象者】

- ・ミツバチを飼育する方（趣味での飼育を含む）
- ・ミツバチを飼育するため、巣箱を設置した方

【備考】

- ・セイヨウミツバチ、ニホンミツバチなどミツバチの種類に関係なく届出が必要です。
- ・新規に飼育を開始される場合は、事前にご相談ください。

※既に飼育を開始し、届出を行っていない方については随時受け付けています。

※詳しくは、和歌山県のホームページをご確認ください。



▶お問い合わせは、東牟婁振興局農林水産振興課（☎29-2011）まで。

◆ ニホンミツバチで「アカリダニ症」が急増しています

【アカリダニ症とは】

ミツバチの気管にアカリダニが寄生し、ミツバチを死に至らしめる病気です。和歌山県内では、令和3年に初発生し、令和5年に入ってから既に5件の発生が確認されています（7月末時点）。

飛び立てず、地をほうちがある場合は、アカリダニ症の可能性がります。症状を確認した場合は、速やかに家畜保健衛生所へご連絡ください。

※アカリダニはミツバチ以外の人や動物には寄生しません。

【調査協力をお願い】

ニホンミツバチを飼育する方で、調査のためミツバチ（20匹程度）を提供していただける方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※詳しくは、和歌山県のホームページをご確認ください。



▶お問い合わせは、紀南家畜保健衛生所東牟婁支所（☎58-1481）まで。

募 集 中

皆さまの門出をお祝いします

令和6年 二十歳のつどい（旧成人式）

「二十歳（はたち）のつどい」を次のとおり開催いたします。二十歳のつどいでは「開催年度に20歳になる人」を対象に式典を行います。

【日時】

1月3日（水）13:00～14:00 予定
（受付 12:30～13:00）

【場所】

那智勝浦町体育文化会館

【対象となる方】

- ・平成15年(2003年)4月2日から平成16年(2004年)4月1日までに生まれた方で、町内に住所を有する方
 - ・令和元年度町内中学校、近畿大学附属新宮中学校、みくまの支援学校中学部卒業の方
- ※本人が就職や就学で町外に出ている場合でも、親が町内に住所を有している場合は対象となります。

【行事（予定）】

記念式典・記念撮影など

【参加申込方法】

対象者には、10月中旬に案内状を送付しています。同封のハガキに出欠の旨と必要事項をご記入のうえ、11月30日（木・必着）までにお送りください。
※町内に住所を有しない方で、参加を希望される方は、ハガキに本人の住所・氏名・生年月日・電話番号・記念写真送付先をご記入のうえ、右の送付先までお申込みください。

◆代表者募集◆

式典当日、20歳のつどいの代表として謝辞を読んでもくれる方を募集します。

【申込方法】

- 希望者は、11月30日（木・必着）までに次の書類を封筒に入れて郵便で送ってください。
- ・代表者として式典当日に述べる謝辞の原稿（400字詰め原稿用紙2枚程度）
 - ・原稿には、住所、氏名、電話番号を記入してください

【送付先】

〒649-5338
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河75番地
那智勝浦町教育委員会生涯学習課「二十歳のつどい係」

【代表者の選考】

募集締め切り後、教育委員会内で代表者1名の選考を行います。選考結果は応募者全員に通知します。

▶お申込み・お問い合わせは、
那智勝浦町教育委員会生涯学習課（☎52-4686）まで。



募 集 中

11月30日まで申込みを受け付けています

令和6年度 保育所等入所申込み

令和6年4月または5月から、保育施設の利用を希望するお子さんの入所申込みを次の期間で受け付けています。保育施設への入所を希望する方は、指定の申込書を記入し、必要書類を添えて提出してください。

【受付期間】 11月1日（水）から11月30日（木）まで

【受付場所】 役場こども未来課こども・子育て支援係

※申込書は、役場こども未来課窓口をはじめ、各保育所（園）、各出張所にも置いてあります。

▶お申込み・お問い合わせは、役場こども未来課こども・子育て支援係（☎52-2946）まで。



募集中

がんは早期発見・治療が肝心です

特定健診・がん検診の受診期限せまる！

皆さま、今年度の特定健診・がん検診を受けられる期間があと少しとなりました。まだ受けていない方で受診を希望される方は、次の期間中に受診しましょう。

【医療機関で受ける場合】 11月30日（木）まで

【集団検診で受ける場合】 下表のとおり

※申込み状況によっては、受けられない場合があります。

医療機関で受ける場合は、希望の医療機関へ、集団検診で受ける場合は、役場福祉課健康推進係（☎52-2934）までお問い合わせください。

（集団検診）実施場所：福祉健康センター 受付時間：7:30～10:00

実施予定日	申込締切	特定健診	胃	肺	大腸	乳	子宮	肝炎	歯科
12月10日（日）	11月24日（金）	×	×	○	○	△	○	○	○
1月20日（土）	1月5日（金）	○	○	○	○	○	○	○	○
1月21日（日）		—	—	—	—	○	○	—	—

○：余裕あり

△：残りわずか

×：満員

—：実施なし

◆教えて保健師さん！

【なぜ、特定健診・がん検診が注目されているの？】

がんは、日本の死亡原因の第1位となっている病気です。日本人の2人に1人が経験し、3人に1人が亡くなられています。

がんは早期発見・治療により治る確率や生存率が上がります。つまり、がんを予防するためには、健診・検診を受けることが大切です！

【特定健診・がん検診の目的とは？】

特定健診は、生活習慣病予防のための健診です。がん検診はがんの早期発見・治療につなげるための検診です。

▶お問い合わせは、役場福祉課健康推進係（☎52-2934）まで。

募集中

新しい仲間と一緒に！

いきいき健康体操教室

那智勝浦町体育文化会館では、10月から初心者の方でも行える健康教室を行っています。からだを動かした後のスッキリ感を体験してみませんか？



	日程	時間	内容
①	12月4日・11日（月）	10:00	筋力アップ：ミニボールを使って全身の筋力トレーニングを行います。
②	12月5日・12日（火）	}	お腹シェイプ：お腹周りを中心に引き締め効果的なトレーニングを行います。
③	12月8日・15日（金）	11:00	肩こり解消：肩こりの原因となる部分を中心に、簡単なストレッチを行います。

【場所】 那智勝浦町体育文化会館 1階
エクササイズルーム

【講師】 島田 匡平（地域活性化起業人）

【対象者】 町内在住の60歳以上の方

【参加費用】 無料

【定員】 各回7名（先着順）

【申込締切】 12月1日（金）

【服装・持ち物】

動きやすい服装、室内運動シューズ、飲み物、ヨガマット（貸出あり）

【申込方法】 役場福祉課までご連絡ください。

▶お申し込み・お問い合わせは、役場福祉課（☎29-7039）まで。



町立温泉病院だより

ナースエイド募集しています！

当院ではナースエイドとして働いてくださる方を募集しています。多様な働き方を支援しており、勤務時間については「午前中だけ」「週3日だけ」といった働き方も可能です。病院見学も出来ます。ナースエイドのお仕事について少しでも興味がありましたら、まずはお気軽にご連絡ください。私たちと一緒に病院で働いてみませんか？（☎52-1055）

【ナースエイド 一日のお仕事内容】

7時	モーニングケア、配茶・配膳
8時	下膳
9時	おむつ交換
10時	清潔援助（入浴介助など）
11時	部屋替え、病室清掃
12時	配茶・配膳、食事介助
13時	下膳、昼休憩
14時	患者の移送、ごみ出し
15時	おむつ交換、部屋替え
16時	寝具類の交換
17時	配膳準備
18時	配茶・配膳

【ナースエイドってどんなお仕事？】

「看護補助者」とも呼ばれます。主に入院中の患者様の療養生活を支える仕事をしています。

【働くのに特別な資格が必要？】

医療行為を行わないため、必要な資格はありません。今まで看護や介護の経験が全く無い方でも、安心して働くことができます。

障がい者用駐車スペース増設等 工事を行います

11月15日（水）より、町立温泉病院正面玄関周辺で、障がい者用駐車スペースの増設を始めとする工事を実施します。工事期間中はご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。



診療時間のお知らせ（11月1日現在）

診療科		月	火	水	木	金	受付	診療	
内科	午前	1診	寺本	上野山	寺本	上野山	7:30～11:30	9:00～	
		2診	神田	谷河	切士	切士			塩谷
		3診	塩谷	(高見)月1回	神田	谷河			坂東※1
糖尿病内科		午前			(南條)月1回	(山本)第2・4週	(予約のみ)		
		午後		(南條)月1回	(山本)第2・4週	(山本)第2・4週			
循環器内科		午後	(循環器医師)				(予約のみ)		
整形外科	午前	1診	中	整形外科医師	中	中	7:30～11:30	9:00～	
		2診	(岩崎)	(木浦)	(木浦)	(岩崎)			(岩崎)
リハビリテーション科		午前		(坂野)	(岡本)	(坂野)	(予約のみ)		
眼科		午前		眼科医師			7:30～11:00	9:00～	
		午後					眼科医師	7:30～14:00	13:00～
小児科		午後		(小児科予防接種)	(こどもこころの外来)		(予約のみ)		

※1：坂東（第2・第4週） / 上野山（第1・第3・第5週）
 ・（ ）は予約診療です。ご希望の方は電話でご相談ください。
 ・診療時間は変更になる場合があります。



那智勝浦町立温泉病院
 天満 1185 番地 4 (☎52-1055)
<https://onsenhsp.com/>



ほんの 楽・し・み

図書館だより

町立図書館 ☎52-5955

開館時間 9:00～17:30

ホームページ <http://nachikatsuura-lib.jp/>



▲ 11月休館日 毎週月曜日、11月3日(金・祝)、11月23日(木・祝)、11月30日(木・図書整理)

▲ 読み聞かせイベント ◆ おはなし会 [第2、第4土曜日 10:00から] 11月11日、11月25日

◆ よちよちぶっく [毎月第2火曜日 10:00から] 11月14日

▲ お知らせ「来月12月はクリスマス会があります！」

12月9日(土)はクリスマスおはなし会を、12月12日(火)はよちよちぶっくクリスマス会を開催します。

▲ お知らせ「読書マラソン実施中!まだ間に合いますよ～」

12月27日(水)までの間に、全15冊を完走された方の中から抽選で50名様に記念品を贈呈します。

今月の1冊

その他の新着・おすすめ図書は、ホームページをご覧ください

一般図書

『絵本のまにまに』

長野ヒデ子 / 著・文
石風社



絵本・紙芝居作家が綴るエッセイ。絵本・児童出版文化賞等を受賞し、紙芝居作品も数多く手がけ、80歳を過ぎた今も現役作家として活躍している。来る11月25日には太地町で講演会が開かれます。この機会にぜひご一読ください。

児童図書

『るるぶマンガとクイズで楽しく学ぶ! ことば1000』

白坂洋一 / 監修
JTBパブリッシング



「やばい」と聞いて、どんな場面を想像しますか?一つの言葉で様々な場面を表現できることは便利のように思えますが、一方で前後の言葉や相手の声・表情がないと正しく理解することは難しいものです。楽しく言葉を学べる一冊です。

※ 最新の情報は、図書館ホームページをご覧ください。 ※ 役場各出張所でも本を借りることができます。

※ 図書館ホームページ「なち探」から資料(蔵書)検索ができます。

子育てイベントカレンダー (～12月)

日程	事業名	場所	時間
11月10日(金)	★ベビーママサロン(要予約)	体育文化会館 1階研修室	10:00～11:15
11月15日(水)	★子育ておはなし会(要予約) 「おもちゃのはなし」濱口 櫻 先生	福祉健康センター 2階大会議室	10:00～11:00
11月17日(金)	★ママヨガ(要予約)	体育文化会館 1階研修室	10:00～11:15
11月20日(月)	育児相談(要予約)	体育文化会館 1階和室	9:00～(受付)
11月27日(月)	★下里広場(要予約)	下里こども園 支援室	9:30～11:30
12月1日(金)	★ベビーママサロン(要予約)	体育文化会館 1階研修室	10:00～11:15
12月4日(月)	ベビーマッサージ教室(要予約)	体育文化会館 1階和室	10:00～開始
12月14日(木)	★宇久井広場(要予約) ※雨天中止	宇久井こども園 園庭	10:00～11:00
12月18日(月)	育児相談(要予約)	体育文化会館 1階和室	9:00～(受付)
12月19日(火)	★ママヨガ(要予約)	体育文化会館 1階研修室	10:00～11:15
12月20日(水)	★すくすくワークショップ(要予約)	福祉健康センター 2階大会議室	10:00～11:15
12月25日(月)	★下里広場(要予約)	下里こども園 支援室	9:30～11:30

【お問い合わせ先】 ★印の事業 : 地域子育て支援センター (☎52-0224)

その他の事業 : 子育て世代包括支援センター (☎29-7215)

町内で不法投棄がありました！

9月13日（水）、色川地区内で不法投棄が発見されました。

不法投棄は犯罪です

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条・第32条

罰 則：（個人）5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方

（法人）3億円以下の罰金



※不法投棄は犯罪であるうえに、第三者にも多大な迷惑をかけます。不法投棄されたゴミは、当然ながら不法投棄した者が処分すべきものです。しかしながら、不法投棄した者が特定できない場合は法律により土地の所有者や管理者がゴミを処分することになります。

※不法投棄を発見したときは、速やかに役場住民課までご連絡ください。ゴミの処分方法が分からない場合はクリーンセンターや役場住民課までお問い合わせください。

▶お問い合わせは、役場住民課（☎52-0559）またはクリーンセンター（☎52-4564）まで。

和歌山県全域の地域おこし協力隊ネットワーク事業において、去る6月13日にこの那智勝浦町で県内各市町村の現役協力隊員や担当職員に向けた研修会を行いました。地域をサポートする立場にとつての心得や、その活動に協力する側の体制づくり強化を説明しつつ、実例として那智勝浦町の鳥獣害対策の取り組みを紹介いたしました。

全国的に鳥獣害対策が成功している地域はあまり聞かれない中で、サル対策においてはひとつの成功例ともいえる成果が出ていること那智勝浦町はサル対策の先進地と言ってもよいでしょう。ただ那智勝浦町全域でみればサル被害は抑制されておらず、他の鳥獣害と合わせてもまだまだ実感がないと思われる方のほうが多数ではないかと思えます。

鳥獣害対策は明確な手法や絶対的な動きというのとはなかなか見出すことはできず、また人間の側それぞれの立場や思惑が重なり合い関係性が複雑化することで一枚岩となりにくい状況にあります。かといって最初から諦めてしまえば対策する意味もありません。何も行動に起こさなくては失敗する経験もできませんし、成功は

地域活動応援日誌

鳥獣害対策の先進地であるために

Day. 23

Regional Activities
Support Diary

集落支援員 高嶋 淳



研修会の様子が和歌山県の広報番組「きのくに21」で紹介されました。和歌山県の公式youtubeチャンネルでご覧いただけます。

沢山の失敗の先にあるものなので継続して熱心に活動する姿勢が大事だと考えます。

鳥獣害対策の先進地としてこれからも成果を出していくためには地域全体で考えていく必要があります。またその動きを地域が協力できる環境になっていくことで可能性が広がっていきます。地方の衰退は避けられない中で、鳥獣害対策などを含めた地域支援はこれからも必要とされますし、私たちの生活が少しでも良い方向へ進んでいけるようにこの那智勝浦町が先頭を切って広域に派生していけるような色々な取り組みにこれからも挑戦していきます。

うちのごはん No.20

太陽の力で野菜を美味しく！ 乾物カレー

11月24日は「いいにほんしょく」で、和食の日！乾物は古き良き日本の食文化です。乾燥させることで栄養価やうま味が増すなど、元の食材よりもパワーアップします。また、乾物は長期保存が可能で、非常用食材としてもおすすめです。

今回は現代人に不足しがちな栄養素をたっぷり含んだ乾物を使ったカレーを紹介します。

作り方

- ① 乾物を水で戻し、軽く絞る。
- ② にんじんは一口大に乱切り、れんごんは5mm幅のいちょう切りにする。
- ③ 深鍋に油をしいて温め、にんにくを炒める。香りが出たら合いびき肉を炒める。①と②を加えてさらに炒める。
- ④ 水を加え、コンソメを入れて煮込む。
- ⑤ 野菜に火がとおったら、いったん火を止めてカレールーを加え、とろみが付くまでさらに煮込む。
- ⑥ お皿にご飯を盛り付け、⑤をかけたなら出来上がり。

材料 (5～6人分)

- | | |
|------------------------|----------------|
| ご飯……………3合分 | にんじん……………1本 |
| 合いびき肉……………200g | 油(炒め用)……………適宜 |
| にんにく(みじんぎり)……………5g程度 | 水……………700ml |
| お好みの干し野菜(乾物)……………30g程度 | コンソメ……………1個 |
| | カレールー……………115g |
| | (約1/2箱分) |
| れんごん……………150g | |

※今回は、乾物に切干大根とごぼうを使用しました。れんごんとにんじんは生野菜です。



使用する乾物や野菜を変えて自分好みにアレンジしてみてくださいね！



手話で話そう！ 手のつぶやき その20

「紅葉狩り」

- ① 開いた手の周りを人差し指でなぞるように動かします

手のひらを「もみじ」に見立てます



- ② 紅葉を指さしながら見ます



「狩り」は「見る」の手話で表現します

「紅葉」を表す①と「見る」を表す②を続けて行うことで、「紅葉狩り」と表現できます。

R educe
R euse
R ecycle

なちかつ ごみ百科

No.13

今回は「液状のゴミ」についてお話します。使い終わった食用油や余ったペンキなどを捨てられずに置いていませんか？液状のゴミはそのままではゴミ出しや持ち込みができません。

★捨て方のポイント★

液状のゴミは、新聞紙などに染み込ませたうえで「燃えるゴミ」として処分してください。

また、中身が入った缶などは、中身を取り出し新聞紙などに液体を染み込ませて「燃えるゴミ」として処分してください。なお、空き缶は水ですすいで「不燃ゴミ」として処分してください。





那智勝浦町健康増進計画シリーズ

住民グループ会議を行いました

9月27日(水)、役場本庁にて「住民グループ会議」を実施しました。前号でお伝えしましたとおり、今年度は「那智勝浦町健康増進計画」の中間見直しの年となっています。この会議では、今後5年間、目標に向かってどのようなことをするべきかなどについて、住民や町内で働く皆さんと意見を交わしました。

「どうしたらバランスの良い食事を食べるようになるか」、「運動を継続してもらうには?」ほか健診や心のケアなど様々な課題に対して、皆で意見を出し合いました。

集まった意見を基に、計画の軌道修正を行います。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました!



ご寄贈いただきました!

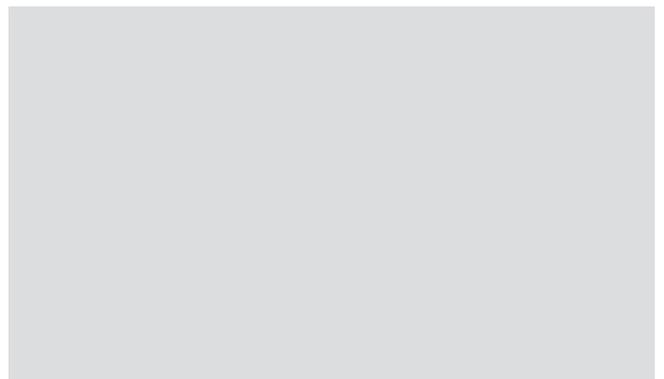
ロケットモニュメントが完成

10月11日(水)、旧浦神小学校にロケットモニュメントが完成しました。このモニュメントは、今年6月に勝浦ライオンズクラブ様の認証60周年記念事業として、寄贈のお申し出があり建設されました。

モニュメントは、浦神半島から発射予定のロケット「カイロス」を模したもので、初号機の公式見学場となる旧浦神小学校に建設されました。ロケットの発射に向けて、引き続き皆さまの応援をお願いします。

勝浦ライオンズクラブ様、ご寄贈いただきありがとうございました。

広告



広報誌に広告を載せてみませんか?

那智勝浦町では、「広報なちかつうら」に掲載する有料広告の募集を行っています。「広報なちかつうら」は毎月約7,300部を発行し、町内会を通して各家庭に配布しています。企業や団体のイメージアップなどに広告掲載を活用してみませんか?

▶ 有料広告の詳細は、町ホームページをご確認いただくか、役場観光企画課企画係(☎29-2007)までお問い合わせください。



住民登録人口と世帯数 [10月1日現在] () は前月比

● 男 6,480 (7) ● 女 7,362 (-4) ● 計 13,842 (3) ● 世帯数 7,466 (11)